

# 逆紹介について

===患者さんへ===

厚生労働省は、医療機関の『機能分化』を進める方針を出しており、病状が安定した患者さんは、紹介元のかかりつけ医や地域のクリニック等の医療機関に紹介すること（「逆紹介」といいます）が望ましいとしています。

当院は、地域医療を担う病院として、急性期の患者さんや他の医療機関での治療が困難な患者さんをより多く受け入れる役割を担っていることから、逆紹介を推進してまいります。

つきましては、治療方針や処方内容が決まり、病状が安定した患者さんにつきましては、当院の担当医より紹介元のかかりつけ医やご希望の地域の医療機関への逆紹介を提案することがございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- かかりつけ医のない方、通いやすい医療機関をご希望の方は、担当医へご相談ください。また、当院の地域連携室でもご紹介いたします。  
(※地域連携室は、総合受付へ申付けください)
- 逆紹介後、病状に変化があった場合などは、かかりつけ医から紹介状をいただいた上で、あらためて当院で受診いただけますので、ご安心ください。